

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度第4回所沢市国民健康保険運営協議会		
開 催 日 時	平成31年2月6日(水) 午後1時15分～2時30分		
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室		
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
説明者の職・氏名			
報告事項	平成30年第4回定例会における所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について・公開		
議題	(1)平成31年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要・非公開 (2)その他・公開		
会 議 資 料	資料 平成31年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算(案) 別紙 根拠法令等(抜粋)		
担当部課名等	健康推進部長 青木 千明	保健センター長 須田 浩美	
	健康推進部次長 北田 裕司	国民健康保険課長 森田 英明	
	国民健康保険課主幹 深谷 康博	国民健康保険課主査 石川 純也	
	国民健康保険課主査 藤井 優子	国民健康保険課主査 石山 大	
	国民健康保険課主査 藤澤 祐介	国民健康保険課主任 重田 翼	
	国民健康保険課主任 今井 江美		
	収税課主幹 粕谷 明彦	収税課主幹 杉田 裕一	
	健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131		

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司 会	開会
市 長	〈委嘱状交付〉
市 長	〈あいさつ〉
司 会	市長所用のため退席 委員より挨拶 事務局職員紹介
司 会	<p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 16 名出席）。</p> <p>本日の資料の確認</p> <p>それでは議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、議題(1)平成 31 年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要については、平成 31 年第 1 回（3 月）定例会の審議に諮るもので未確定の状況にあるため非公開となっており、議題(2)その他および報告事項に関しては公開としております。</p> <p>また、傍聴者へ配付する資料につきましては、</p> <p>①傍聴人配布用の表紙「傍聴人の皆様へ」</p> <p>②本日の会議次第</p> <p>の計 2 枚となります。</p> <p>傍聴者なし。</p> <p>では、次第に従いまして、会長及び会長職務代理の選出に移りたいと思います。</p> <p>現在、会長及び会長職務代理が不在となっていますので、健康推進部長に仮の議長をお願いしてよろしいでしょうか。</p> <p>〈委員：異議なし〉</p> <p>〈部長が仮の議長となる〉</p>

議 長 ( 部 長 )	<p>それでは、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>このたび、皆様におかれましては、新たに委員となっただきまして誠にありがとうございます。新任の方も、継続の方もおりますが、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>また、任期につきましては、国民健康保険法施行令が改正となりまして、従来の 2 年間より 1 年長い 3 年間となります。そのため、平成 31 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までとなりますので、ご了解いただきたいと思ひます。</p> <p>では、事務局より、「会議の公開・非公開」「会議録の記載方法」「会議録の確定」の 3 点について説明をお願いします</p>
事 務 局	<p>「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、「会議の公開・非公開」「会議録の記載方法」「会議録の確定」の 3 点について委員の皆様にご説明いたします。</p> <p>本運営協議会については、所沢市情報公開条例第 25 条の規定により、原則として「公開すべきもの」としておりますが、本日の議題(1)「平成 31 年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要」については、平成 31 年第 1 回定例会の議案として提出予定であり、記者発表前ということで「所沢市情報公開条例第 7 条第 5 項」に該当するため、非公開としたいと考えております。</p> <p>次に会議録の記載方法につきましては、会議録は要約方式とし、発言者につきましては、「委員」とだけ記載したいと考えております。</p> <p>また、会議録の確定につきましては、本日これから選出いたします会長に承認をいただき、確定する方法を考えております。</p>
議 長 ( 部 長 )	事務局の説明に関して、委員の皆様よりご質問などございますか。
委 員	〈異議なし〉
議 長 ( 部 長 )	<p>「会議の公開・非公開」「会議録の記載方法」「会議録の確定」について決定しました。</p> <p>では、次第に従いまして、会長及び会長職務代理の選出に進ませていただきます。事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 ( 司 会 )	<p>ご説明いたします。別紙をご覧ください。</p> <p>国民健康保険法施行令第 5 条第 1 項に「協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」とあります。</p> <p>また、同条第 2 項に、「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。」とありますので、会長に</p>

	事故あるときの職務を代行する方の選出もお願いいたします。
議長 (部長)	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、会長及び職務代理につきましては、公益代表の方の中から選出することとなります。</p> <p>なお、本日欠席の公益代表である村田委員さんからは、選出は皆様の決定に従います、とのご連絡をいただいております。</p> <p>それでは、会長の選出方法について、公益代表の方からの立候補、もしくはこの方を推薦したいなど、委員さんから何かご意見はありますか。</p>
委員	推薦をしたいのですが、これまで会長を務められた本橋委員に引き続きお願いしたいと思います。
議長 (部長)	<p>ただいま、会長は本橋委員にお願いしたいというご意見がありました。</p> <p>他にご推薦などはありますか。〈意見なし〉</p> <p>では、会長は本橋委員でよろしいかお諮りします。</p>
委員	〈拍手にて満場一致〉
議長 (部長)	本橋委員、了解していただけますか。
委員	分かりました。お受けさせていただきます。
議長 (部長)	<p>それでは、委員皆様方のご承認と、ご本人の了解をいただきましたので、会長は本橋委員に決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、会長職務代理の選出に移らせていただきます。</p> <p>公益代表の方から立候補、もしくは委員さんの中で推薦したいというご意見はありますか。</p>
委員	会長に一任でよろしいかと思えます。
議長 (部長)	ただいま、会長に一任との意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。
委員	〈異議なし〉
議長 (部長)	それでは、会長に一任ということで、本橋会長お願いいたします。
会長	はい、複雑な仕組みを持つ保険制度ですので、国民健康保険の実務経験がある高杉委員を推薦させていただきます。

様式第 2 号

<p>議 長 ( 部 長 )</p>	<p>ただいま、会長より高杉委員とのご指名をいただきました。高杉委員了解していただけますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>分かりました。 よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長 ( 部 長 )</p>	<p>では、会長職務代理におきましては、高杉委員に決定とさせていただきます。 これにて、会長は本橋委員、会長職務代理は高杉委員に決定となり、「会長及び会長職務代理の選出」は終了となりますので、私は仮議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。</p>
<p>司 会</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、会長の本橋委員さん、会長職務代理の高杉委員さん、前のお席へご移動をお願いいたします。  それでは、会長並びに会長職務代理よりごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>会 長 会長職務代理者</p>	<p>〈あいさつ〉</p>
<p>司 会</p>	<p>ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、規則第 4 条第 1 項により会長が議長となりますので、お願いしたいと存じます。 本橋会長よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。 では、議題に移らせていただきます。 議題(1)平成 31 年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要につきましては、先ほど説明のありましたとおり、平成 31 年第 1 回市議会定例会に議案として提出予定のため非公開となっております。  それでは、議題(1)につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>         それでは、平成 31 年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要について、ご説明いたします。          資料の平成 31 年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算（案）をご覧ください。          今回新たに委員となられた方もおりますので、国保会計における歳入と歳出の関係について説明させていただきます。          平成 30 年度からの国保広域化に伴い、国民健康保険特別会計の仕組みが大きく変わりました。資料の歳出表（イ）の保険給付費については、歳入表（c）の県支出金の保険給付費等交付金のうちの普通交付金が全額充当されることとなりました。広域化後は、県が財政の責任主体を担うこととなり、医療費に係る保険者の負担分である保険給付費については、県から全額支払われるということとなっております。          そこで、県がこのお金を払うためには、市町村から原資を集めなくてはなりません。これが歳出表（ウ）の国民健康保険事業費納付金となります。市町村が、この納付金を支払うための歳入としては、歳入表（a）の国民健康保険税、その下の（d）（e）（f）などの繰入金がございます、これらの歳入により納付金を納めることとなります。          なお、保険基盤安定繰入金については、法定軽減制度により保険税を軽減することによって課税額が減となる分を、国・県から一般会計にその補てん分として交付され、国保会計に繰り入れられているものでございます。          また、歳入表（f）の繰入金「その他単独分」というのは、俗にいう赤字繰入というものでございまして、本来歳入表（a）国民健康保険税、（d）繰入金「基盤安定繰入金」などで納付金を支払うべきところですが、それでも不足する分を一般会計より繰り入れているものでございます。          納付金以外に市が歳入の確保を行うこととなる歳出としましては、歳出表（オ）の保健事業費がございます。こちらも歳入表（a）国民健康保険税と（c）の県支出金でまかなうこととされております。          それでは、この表を用いて、平成 31 年度と 30 年度の当初予算の比較の説明をさせていただきます。特徴的なところをお伝えしていきたいと思えます。          さて、はじめに、予算を把握するための前提を申し上げます。まず国民健康保険の被保険者数でございますが、この数年で、国民健康保険の被保険者が大幅に減少しており、平成 25 年度からの 5 年間で約 1 万 5 千人減少しています。減少理由については、幾つかございますが、大きな理由としましては、国で社会保険の適用拡大施策を行っ       </p>
--------------	--

ておりまして、これは、年金制度を充実させるために厚生年金加入者を増やして無年金者を失くすといったことを目的としたものです。

具体的には、本来、事業所に 5 人以上の従業員がいる場合は、社会保険と厚生年金に加入しなければならないのですが、保険料負担の半分を事業所側が負担しなければならないため、厚生年金、社会保険に加入しない事業所が多数あることから、国の方では、厚生年金、社会保険の加入を厳しく指導するようになりました。さらに、平成 28 年 10 月からは、パートなどの非正規雇用者について、1 週間の時間数が 30 時間を超えた場合に厚生年金の対象とされていたところを 20 時間に減らし、社会保険に加入しやすくしました。

このような政策を国が行ったことで、国民健康保険の被保険者数につきましては、5 年間で急激に減少しているものでございます。

以上のような状況を踏まえて、これからの説明を聞いていただければと思います。

はじめに歳入からご説明いたします。

歳入表（a）国民健康保険税についてですが、平成 30 年度は約 79 億円、平成 31 年度は約 78 億円と約 1 億円の減少となっております。理由としましては、さきほど申し上げましたとおり被保険者数の減少が影響しています。しかしながら、急激な被保険者の減少に対して、保険税の減少はかなり抑えられております。これは、収税課の収納率向上への取組により、収納率が大きく改善されていることによるものです。収納率としましては、予算積算時に 3 ポイントから 4 ポイントの上昇を見込んでおります。

次に歳入表（c）県支出金ですが、平成 31 年度と平成 30 年度を比べますと約 5 億円減少しております。恐れ入りますが歳出表の（イ）保険給付費をごらんください。先ほどお話しした被保険者数の大幅な減少により保険給付費は約 6 億円減っております。広域化後は、この保険給付費につきましては、県が責任を持って支払う旨の説明をさせていただきしましたが、保険給付の減少に伴い県から交付される交付金が減少しているものです。

次に歳出の説明でございまして。

歳出表（ウ）国保事業費納付金につきましては、平成 30 年度と平成 31 年度を比較しますと、約 4 億円減っておりますが、先ほどご説明申し上げました保険給付費の減少に伴い、県の支出する保険給付費交付金が減ったことで、市町村が県へ支払うべき国保事業費納付金も減るといったものとなります。広域化後の会計につきましては、このような仕組みになっております。

	<p>また、その他特筆すべきこととしまして、歳入表（f）のその他市単独分、これは赤字繰入金ですが、こちらにつきましては平成 30 年度と 31 年度予算を比較しますと、約 3 億 5 千万円減少していますが、国の 3,400 億円の公費投入が大きく影響しています。</p> <p>被保険者が減少することで医療費が減る一方、収納率の向上等により税収の減少が抑えられる中で公費は毎年変わらず 3,400 億円が入ってきます。このようなことから、平成 30 年度と比べますと赤字繰入は約 3 億 5 千万円減少し、本市の国民健康保険財政状況の改善が見られます。</p> <p>予算の説明につきましては、以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問はございますか。</p>
委 員	<p>平成 31 年度国保特別会計予算についての説明をいただいたところですが、市として新規で行う事業、もしくはそれに類するものなどありましたら、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>31 年度の新規事業につきましては、まず歳出表（オ）の保健事業費が平成 30 年度と比較しますと少し増えています。特定健診受診者のうち、生活習慣病に係る検査結果が良くなかった方に対する特定保健指導につきましては、保険者が対象者に対して食事や運動などの保険指導を行うことで生活習慣を改善するといったものですが、所沢市はこの受診率が低く、県平均をかなり下回っています。</p> <p>平成 29 年度で申し上げますと、受診率が 12.5%しかありません。県平均は 26%あり、県平均を超えないと、市町村の取組に対する努力に応じて交付される保険者努力支援制度の交付金が減額されてしまうこととなります。</p> <p>保険者努力支援制度の交付金を受けるためには、特定保健指導の受診率を向上させなくてはなりません。そこで、平成 31 年度には、これまで市の保健センターで本市の保健師が保健指導を行っていたものを医師会に委託し、保健指導対象者の方が医療機関での特定健診受診時にその医療機関の医師や看護師、栄養士等から保健指導を受けていただけるようにすることで受診率を向上を図るもので、その委託費を今年度計上しています。</p> <p>もう 1 点ございます。収税課で収納管理業務の一部を委託することとなっております。これについては、収税課より説明させていただきます。</p>



事 務 局	<p>昨年も力を入れてきたところですが、国保税の徴収の関係で非常に滞納が多い状況がありまして、実際には納税者本人と接触をしながら徴収していくのが基本です。しかしながら、それでも接触できない場合、もしくは預金、いわゆる財産があるのに納付していただけない場合の財産調査を進めるために、委託業者を活用して、強制的な徴収につなげるという新たな試みを来年度から進めていくところでございます。</p>
議 長	<p>他にご意見等がありますか。</p>
委 員	<p>&lt;意見なし&gt;</p>
議 長	<p>それでは、議題(1)については質問がないようですので、引き続き、議題(2)その他につきまして、事務局より何かありますか。</p>
事 務 局	<p>(2)その他につきましては、日程についてお知らせをいたします。</p> <p>今年度の協議会は、本日をもちまして最後となります。平成 31 年度につきましては、今年度と同じく賦課限度額の改定が国より示されており、本協議会でご審議いただきたいため、計 5 回の開催を予定しています。開催月は、7 月、8 月、10 月に 2 回、2 月となる見込みです。</p> <p>日程及び審議内容等が決まり次第、随時皆様へご連絡をさせていただきます。</p>
議 長	<p>これで議題は終了となります。</p> <p>引き続き、次第に則りまして、報告事項の平成 30 年度第 4 回定例会における国民健康保険税賦課限度額の改定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、報告事項 平成 30 年第 4 回定例会における所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について、ご説明いたします。</p> <p>賦課限度額というのは、納めていただく保険税額の最高額のことです。所得等に応じて税額は変わりますが、法定で上限が設定されています。</p> <p>これまで 89 万円でしたが、今年度本協議会でご審議いただいた結果、法定どおりに 4 万円上げて 93 万円となりました。このことについては、12 月の平成 30 年度第 4 回定例会に提出しまして、議会の議決を得られたというところでございます。</p>

		<p>また、先ほども申し上げましたが、平成 31 年度はさらに法定限度額が 3 万円あがりますので、93 万円から 96 万円に限度額を改定することについて、今年度も皆様にご審議をお願いすることとなります。</p> <p>以上でございます。</p>	
議	長	<p>ただいま説明のありました内容につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>	
委	員	<p>予算のこととなりますが、公費の投入等、今までよりは色々な要因があり、市の国保財政は改善されたという認識でよろしいでしょうか。</p>	
事	務	局	<p>平成 26 年度には赤字繰入が約 27 億円ありましたが、平成 31 年度には当初予算で約 4 億 6 千万円になりまして、20 億円以上改善されているというところでございます。</p>
委	員		<p>大きく改善されているという現状が分かりました。</p>
事	務	局	<p>併せまして、補足説明をさせていただきます。</p> <p>確かに平成 26 年度の最も赤字額が大きかった頃と比べますと赤字額は減少しておりますが、国は赤字額 0 を目指すこととしております。本市においては、平成 31 年度に赤字繰入額は当初予算で約 4 億 6 千万と少なくなってきていますが、今後も赤字の削減・解消に努めていかなければならないと考えております。</p> <p>また、赤字が解消されるまでは県に赤字解消計画を提出していく必要がありますので、赤字繰り入れが 0 になって初めて健全な財政運営といえるものと思っております。</p> <p>なお、県内においては、現状で赤字がある自治体とない自治体で概ね半数ずつとなっております。</p>
議	長		<p>他に意見等はないようですので、本日の議事については、これで終了とさせていただきます。</p> <p>以上で会議はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

様式第 2 号

<p>司 会</p>	<p>本橋会長におかれましては、議長に任命され、そのまま議事進行をしていただき、誠にありがとうございました。          今後もよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。</p> <p>皆様、おつかれさまでした。</p>
<p>会 長 署 名</p>	